

中小企業だからこそ経営戦略的「働き方改革」

～働き方改革関連法の3つのポイント～

働き方改革関連法が2019年4月1日から順次施行されます。中小企業は、適用が猶予される経過措置もありますが、人材不足による中小企業に与える影響を少しでも小さなものとするためにも、早期に対応に着手することが必要ではないでしょうか？

本セミナーでは、職場環境の改善等、中小企業が経営戦略として取り組むべき「働き方改革」について事例も含めて解説します。奮ってご参加ください。

◎主な内容

- ①働き方改革関連法のポイント
 - ★時間外労働の上限規制導入（原則月45時間、年360時間）
 - ★年次有給休暇の確実な取得（年5日時季指定義務）
 - ★非正規雇用に対する不合理な待遇禁止（同一労働同一賃金）
- ②働き方改革に取り組む中小企業支援策



講師／社会保険労務士・行政書士・キャリアコンサルタント 吉岡 早苗（よしおか さなえ）氏
 RiMコンサルティング代表、特定非営利活動法人経済活動支援チーム代表理事、(公財)東京都中小企業振興公社専門家派遣事業支援専門家・人材ナビゲータ、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業「東京働き方改革推進支援センター」専門家。人材育成コンサルタントとして、社員を自律型人材に変える支援もしている。

中小企業だからこそ経営戦略的「働き方改革」 ～働き方改革関連法の3つのポイント～

- 開催日時 平成31年3月19日（火）14:00～16:00
- 開催場所 中央区役所 8階大会議室（中央区築地1-1-1）
- 入場無料
- 申込方法
 - 対象・定員 区内中小企業経営者および経営幹部・従業員 100名
 - 下記申込書太枠内の必要事項を全てご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。
 - 申込受付後、3営業日以内に受講番号を記入したうえで、FAXにて返信いたしますので、受講番号が記載された用紙を当日受付にご提出ください。**
 - 複数名での参加を希望する際には、お一人様ずつお申し込みください。**
 - ※定員に達し次第、締め切りとなります。参加できない方にものみご連絡します。
 - ※下記の主催各団体のHPでもご案内しています。
- 問合せ先 中央区商店街連合会 中央区工業団体連合会 TEL6228-7905 FAX6228-7908
- 主催 中央区・東京商工会議所中央支部・中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会



平成31年3月19日 中央区経営セミナー 参加申込書 FAX6228-7908

| | | | |
|-------------------|---|--|------------------|
| 会社名： | | 所在地：〒 | |
| 受講者名： | | 所属・役職： | 従業員数： 名 |
| TEL： | | FAX： ※受付済み参加申込書をFAXで返信しますので、必ずご記入ください！ | ※事務局使用欄 受講番号： |
| 業種 (主なもの1つのみ○) | 1. 建設業 2. 製造業 3. 印刷業 4. 情報通信業 5. 運輸・倉庫業 6. 卸売業 7. 小売業 8. 金融・保険業 9. 不動産業 10. 飲食店・宿泊業 11. 医療・福祉業 12. 教育・学習支援事業 13. サービス業 14. その他() | | |

※ご記入いただいた情報は、本セミナーの運営・管理のために使用するほか、各主催団体が実施する各種事業開催や情報提供等のご案内(DM及びFAX)のために利用させていただく場合がございます。